

燃料電池商用車燃料費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃料電池商用車燃料費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、燃料電池商用車の運用に伴う水素燃料の購入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、燃料電池商用車の普及及び水素利用の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (2) 「燃料電池小型トラック」とは、燃料電池自動車のうち、トラック（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の用途が貨物と記載されている自動車）及びトラックを通常車両とする特種用途自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が特種と記載されているもの）であって、車両総重量が2.5トン超8トン未満の車両をいう。
- (3) 「燃料電池大型トラック」とは、燃料電池自動車のうち、トラック及びトラックを通常車両とする特種用途自動車であって、車両総重量が8トン超の車両をいう。
- (4) 「燃料電池バス」とは、燃料電池自動車のうち、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が11人以上の車両をいう。
- (5) 「燃料電池商用車」とは、燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック及び燃料電池バスをいう。
- (6) 「旅客・貨物運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及びこれらに準ずる者として知事が認定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (7) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (8) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般

貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。

- (9) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (10) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- (11) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- (12) 「市町村等」とは、県内に所在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する市町村、同法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（県を構成員とする組合を除く。）をいう。

（補助対象事業者）

第4条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国及び県を除く。

- (1) 燃料電池商用車を導入し、運用すること。
- (2) 前号の燃料電池商用車の自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が愛知県内にあること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている燃料電池商用車を導入する場合は、旅客・貨物運送事業者及び市町村等。
 - ロ 当該自動車に係る自動車検査証に自家用であることが記載されている燃料電池商用車を導入する場合は、当該車両を業務に使用する者。
 - ハ これらに準ずる者として知事が認定した者。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

（補助対象経費）

第5条 この補助金の補助対象経費は、燃料電池商用車の運用に係る水素燃料購入費とする。ただし、補助対象事業者自らが運営する水素ステーションで充填したものは除く。

（補助金の額及び補助上限額）

第6条 この補助金の額は補助単価に補助対象事業者が運用する燃料電池商用車に充填を受けた水素重量（kg）を乗じて得た額とする。ただし、国、市町村その他団体が実施する他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に

係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。なお、この補助金の補助単価及び補助上限は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）における既存燃料価格を踏まえた追加的支援（追加支援）の単価等を基に、毎年度、要領で別に定める。

- 2 この補助金の額の算定に当たって、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 この補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、別表に定める書類（以下「申請書類」という。）を知事が要領で別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第8条 知事は、前条の規定により申請書類の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、この補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、交付する。

- 2 前項の規定による交付の決定の通知は、この補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。

- 3 補助金の交付決定には、以下の条件が付されるものとする。

燃料電池商用車の普及促進に関する県の施策に協力するよう努めること。

- 4 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、この補助金を交付すべきでないと認められたときは、燃料電池商用車燃料費補助金不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、燃料電池商用車燃料費補助金交付申請取下届出書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条に定める実績報告は、第7条に定める交付申請をもって代えるものとする。

（決定の取り消し等）

第 11 条 知事は、この補助金の交付をした場合において、この補助金の交付を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(加算金及び遅延利息)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項及び第 3 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。

(調査)

第 13 条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(個人情報に関する事項)

第 14 条 知事が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。

2 知事は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む。）及び市町村に提供することがある。

（雑則）

第 15 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

	提出する書類
1	燃料電池商用車燃料費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）
2	法人の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（ただし、個人事業主及び地方公共団体の場合は除く。）
3	個人事業主の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の住民票
4	個人事業主の場合は申請者の前年度所得税の確定申告書（第1表及び第2表）
5	自動車検査証記録事項
6	請求書等燃料電池商用車に充填を受けた水素重量が確認できる書類
7	国補助等を受けている場合は決定通知書等金額が確認できる書類
8	振込先口座が分かる書類
9	その他知事が必要と認める書類